

長岡市の障害者福祉の状況について(令和3年度)

■身体障害者手帳所持者数

R4.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	69	741	2,187	2,997
2	19	378	970	1,367
3	21	306	1,345	1,672
4	12	352	1,617	1,981
5	6	159	365	530
6	12	114	564	690
計	139	2,050	7,048	9,237

■療育手帳所持者数

R4.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
重度(A)	165	580	139	884
中・軽度(B)	262	1,091	161	1,514
計	427	1,671	300	2,398

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

R4.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	1	72	79	152
2	56	1,576	341	1,973
3	4	197	28	229
計	61	1,845	448	2,354

■自立支援医療(精神)受給者数

R4.3.31現在 (人)

受給者数	4,152
------	-------

■障害サービス別利用者数

(延利用人数)

サービス区分	R3年度
居宅介護	2,894
重度訪問介護	50
同行援護	471
行動援護	80
短期入所	1,548
施設入所支援	3,677
生活介護	7,204
療養介護	901
自立訓練(機能訓練)	46
自立訓練(生活訓練)	332
宿泊型自立訓練	214
就労移行支援	771
就労継続支援A型	1,247
就労継続支援B型	8,418
共同生活援助	3,649
就労定着支援	554
計	32,056

■計画相談支援・障害児相談支援等

R4.3.31現在

※委託相談はR3年度年間実績

相談支援事業所別 (件)

事業所	計画相談	障害児相談	委託相談
ふかさわ	487	27	2,501
あさひ	500	40	4,279
越路ハイム	152	-	1,797
サンスマイル	-	0	6,812
さんわ	193	17	-
とちお	110	2	362
長岡療育園	195	143	-
クオリード	47	-	-
ピュアはーと	19	42	-
柿が丘学園	-	62	-
銀河	20	75	-
あすなろ	10	122	-
ふぁーれ	41	-	-
わしま	17	-	-
市外事業所	170	2	-
計	1,961	532	15,751

※「あさひ」には「分室こしじ」分を含む。

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

■障害者虐待(R4.4.15現在)

1 通報件数 (実件数)

	R3年度
通報件数	57
虐待と認められた数	17

2 虐待として関わった
ケースの内訳

①虐待の種類(複数回答)

	R3年度
身体的虐待	14
性的虐待	3
心理的虐待	0
放棄・放置	0
経済的虐待	0
合計	17

②障害種別(複数回答)

	R3年度
身体障害	2
知的障害	4
精神障害	11
その他の障害	0
不明	0
合計	17

③虐待者別(複数回答)

	R3年度
養護者	15
施設従事者	2
使用者	1
合計	18

■成年後見制度

(件)

区分	R3年度
市長申立	4
報酬等助成	30

令和3年度 障害者基幹相談支援センターの相談対応実績

1 相談件数

相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
R 2年度	R 3年度	増 減	R 2年度	R 3年度	増 減
119人	119人	0人	2,159回	2,238回	79回

2 相談対象者の年齢階層別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 2年度	R 3年度	増 減	R 2年度	R 3年度	増 減
就 学 前	4人	0人	△4人	22回	69回	47回
小 学 生	0人	2人	2人	0回	13回	13回
中 学 生	0人	2人	2人	0回	30回	30回
高 校 生 等	5人	7人	2人	36回	41回	5回
19才～64才	109人	104人	△5人	2,055回	2,055回	0回
65才～	1人	4人	3人	46回	30回	△16回

3 相談対象者の地域別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 2年度	R 3年度	増 減	R 2年度	R 3年度	増 減
旧 長 岡	102人	98人	△4人	1,784回	2,045回	261回
中 之 島	3人	0人	△3人	63回	91回	28回
越 路	7人	4人	△3人	110回	27回	△83回
三 島	0人	1人	1人	9回	3回	△6回
山 古 志	0人	0人	0人	0回	0回	0回
小 国	0人	0人	0人	0回	2回	2回
和 島	0人	1人	1人	129回	6回	△123回
寺 泊	1人	3人	2人	4回	7回	3回
栃 尾	1人	2人	1人	9回	6回	△3回
与 板	1人	3人	2人	8回	5回	△3回
川 口	3人	1人	△2人	18回	2回	△16回
市 外	0人	6人	6人	23回	44回	21回
不 明	1人	0人	△1人	2回	0回	△2回

4 相談対象者の障害種別内訳（主たる障害）

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 2年度	R 3年度	増 減	R 2年度	R 3年度	増 減
身体障害	11人	9人	△2人	220回	125回	△95回
知的障害	29人	29人	0人	708回	824回	116回
精神障害	66人	66人	0人	1,115回	1,175回	60回
発達障害	7人	8人	1人	68回	43回	△25回
高次脳機能障害	0人	0人	0人	1回	0回	△1回
難病	4人	1人	△3人	14回	17回	3回
その他（不明等）	2人	6人	4人	33回	54回	21回

5 相談の相手方別内訳

	相談延べ回数（継続者含む）		
	R 2年度	R 3年度	増 減
警察	551回	327回	△224回
県・市町村・保健所	389回	569回	180回
相談支援事業所	367回	625回	258回
本人・家族等	337回	174回	△163回
医療・介護機関	101回	140回	39回
サービス提供事業所	75回	110回	35回
学校・児童相談所	23回	14回	△9回
その他	316回	279回	△37回

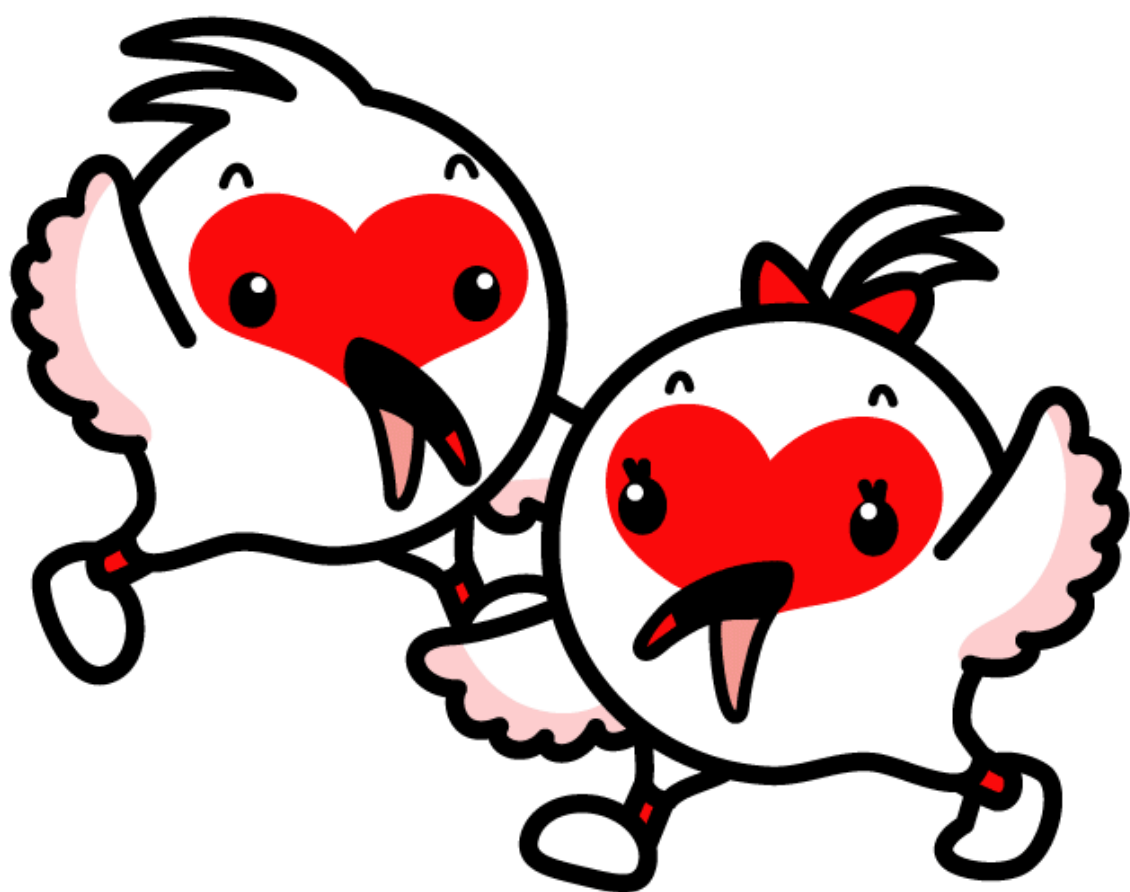
6 主な相談内容（重複あり）

	項目割合	
	R 2年度	R 3年度
家族関係・人間関係に関する支援	18.8%	14.2%
健康・医療に関する支援	10.9%	13.9%
権利擁護に関する支援	11.5%	12.9%
家計・経済に関する支援	13.0%	11.3%
福祉サービスの利用等に関する支援	7.4%	10.5%

7 相談に対する主な対応（重複あり）

	対応割合	
	R 2年度	R 3年度
助言、技術指導	48.1%	41.6%
情報提供	29.7%	34.9%
連絡、調整	17.9%	18.5%

長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



令和4年4月

長岡市福祉課 障害者基幹相談支援センター

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ メンバー（例）

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所
- ・ 宅地建物取引業協会
- ・ ライオンズクラブ（企業）

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年2回程度（7月・3月頃）

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

<地域課題の取扱いに関すること>

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

<協議会の運営に関すること>

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ メンバー（例）

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
- ・ その他、広い見識を持つと認められる者

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

毎月 1 回開催

※状況により開催しない場合がある。

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【平成 29 年度からの体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、長岡市においては平成 27 年度から協議会のあり方について検討してきました。その結果、下記の部会を設置することとしました。

- ・ 相談体制部会 (平成 28 年度～)
- ・ 相談支援部会 (平成 28 年度～)
- ・ 就労部会 (平成 28 年度～)
- ・ 地域づくり部会 (平成 29 年度～)
- ・ どこだれ部会 (平成 28 年度～／平成 30 年度名称変更
令和 2 年度末で終了)
- ・ サービス受け皿検討部会 (令和 3 年度～)

なお、協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、専門部会の構成も固定化するのではなく、こうした状況等に見合った体制に随時見直すものとします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 相談支援体制における課題について検討

【相談支援部会】

- ・ 日々の個別支援を通して抽出された地域課題の検討

【就労部会】

- ・ 就労定着支援の活用と定着率向上について検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等について検討

【サービス受け皿検討部会】

- ・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとする、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかつたりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ メンバー（例）

相談体制部会	相談支援部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 地域振興局 ・ 福祉課 ・ 子ども・子育て課 ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて各種関係機関も参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて教育委員会等も参加
地域づくり部会	就労部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター ・ 公共職業安定所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A・B） ・ 就労定着支援事業所 ・ 長岡市商工部（産業支援課等） ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター

サービス受け皿検討部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

（２）専門部会とワーキングの関係について

- ・ 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- ・ 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ・ ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等（例）

- ・ 委託相談支援事業所連絡会議
- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

(1) ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ メンバー（例）

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定
（おおむね月1回程度のペース）

(2) ワーキングと専門部会の関係について

- ・ 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- ・ 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。(資料 No. 1・2)

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱いについて協議、決定
- ・ 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域診断による地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案

【ワーキング】

- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、P D C Aサイクル(Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整)で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。P D C Aサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。(資料 No. 3)

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるため、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったP D C Aサイクルで取組を実施します。

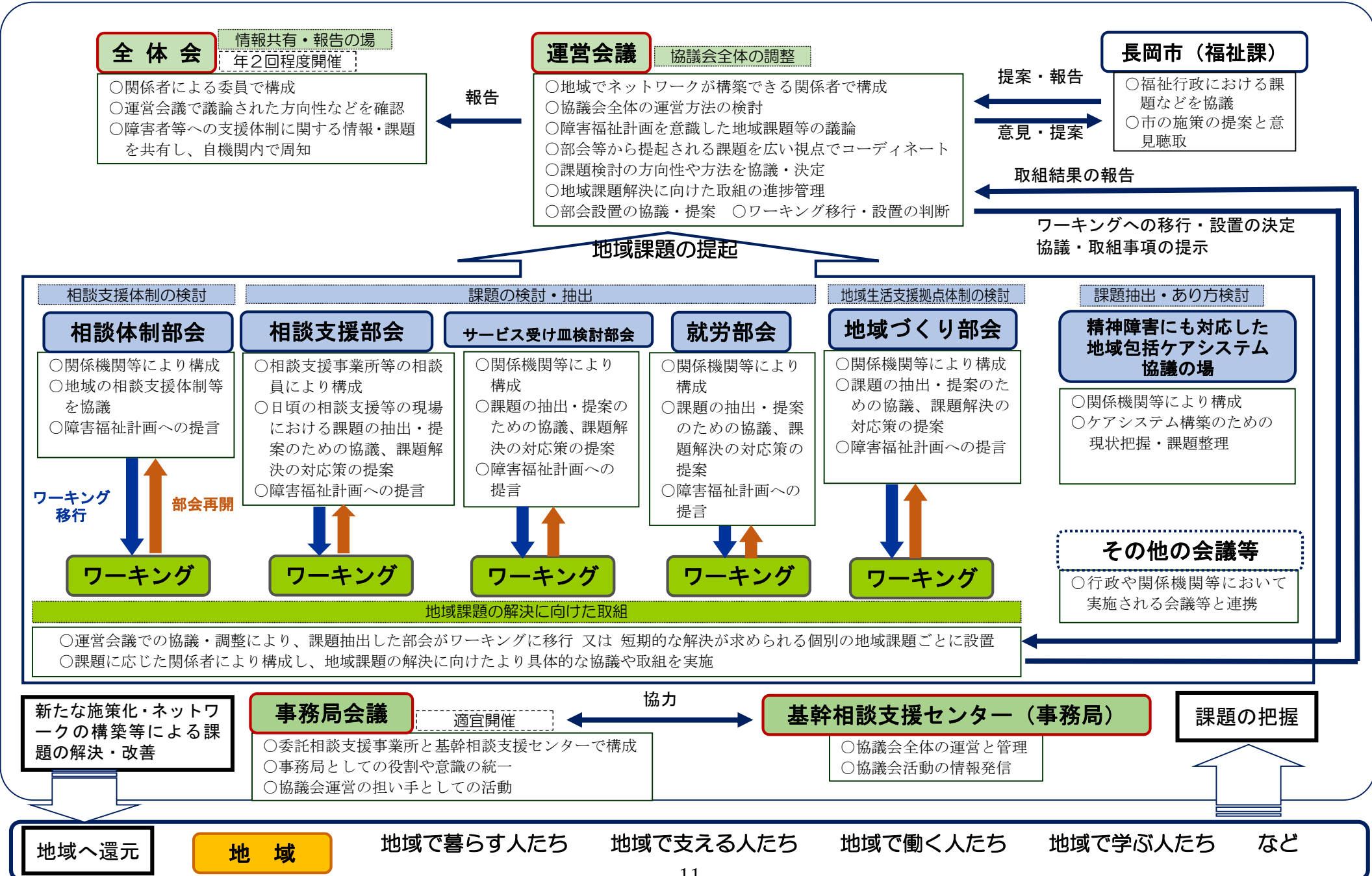
自立支援協議会が有する機能

自立支援協議会には、大きく分けて6つの機能があると考えられています。構成員がこの6つの機能をよく理解し、自立支援協議会をより良いものとするために共通認識と目標を持ち、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要です。

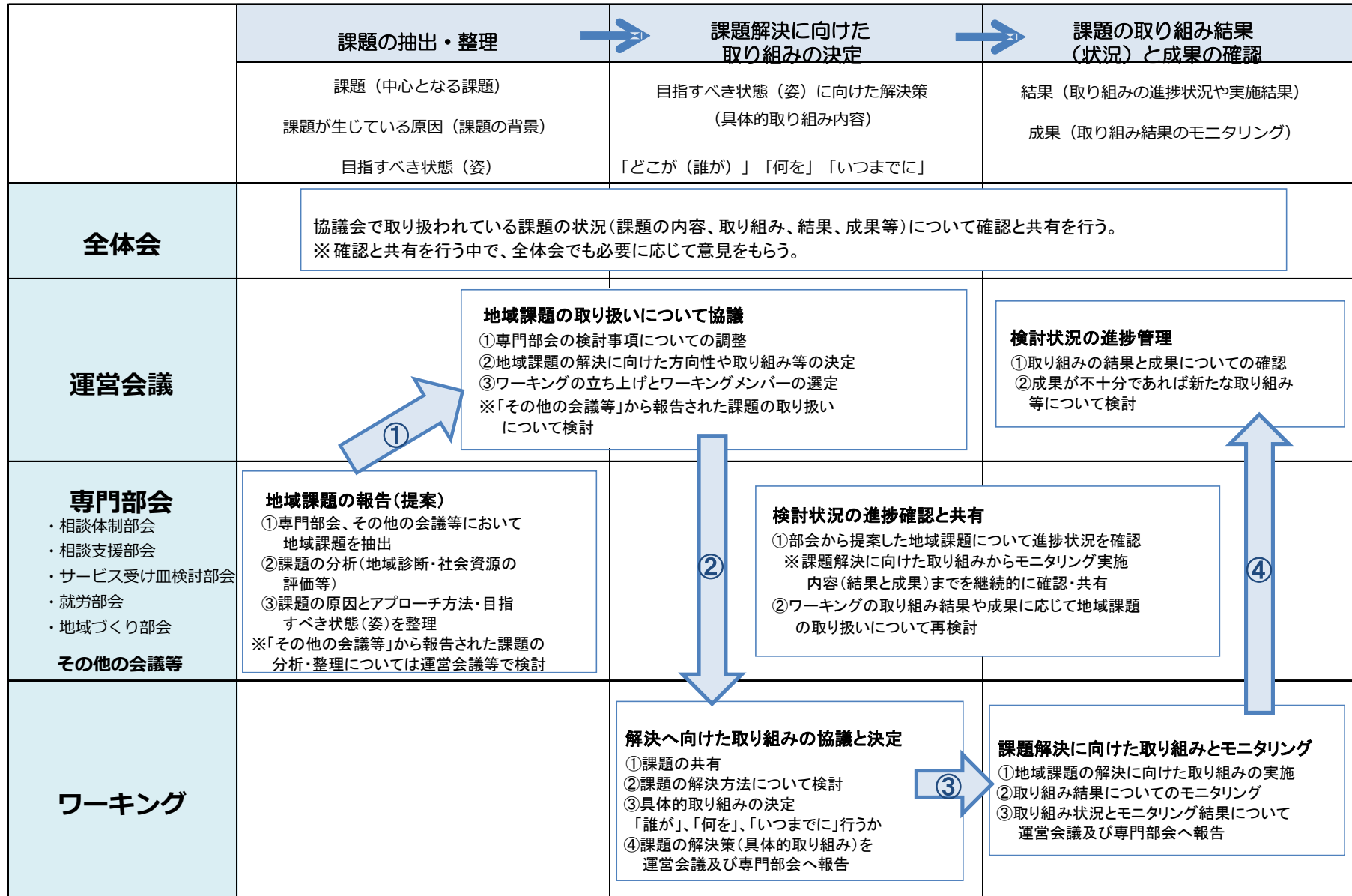
6つの機能は連動しているものもあり、必ずどれか一つの機能に当てはめるのではなく、一つの機能の取り組みが、複数の機能を有する場合もあります。一方で、各部会や地域課題の内容によっては、当てはまらない機能も出てくる点に留意が必要です。

評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業および都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
教育機能	構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する

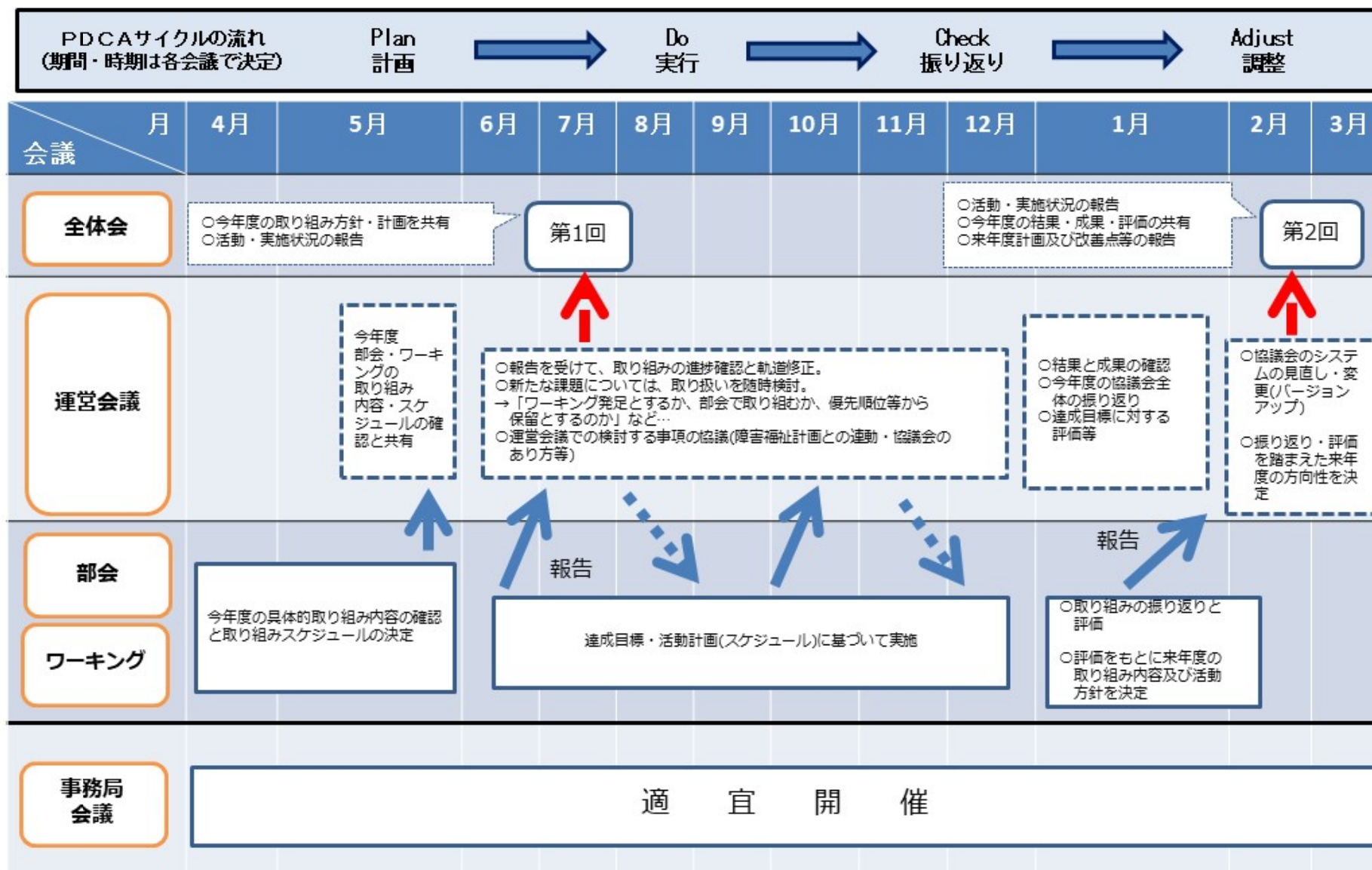
長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

～ 障害者の支援体制に関する課題について協議しています ～

【障害者自立支援協議会とは】

この協議会では、関係機関が障害者の支援体制に関する課題について情報共有し、連携を図りながら地域の実情に応じた支援体制の整備について協議します。
障害のある方が自立して自分らしく生活できる社会を目指し、長岡市では関係機関の協力のもと、様々な取組や検討を行っています。

全体会

情報や課題を共有

＜年2回開催 様々な関係機関で構成＞

- 運営会議、部会で検討された方向性や取組などの状況を各所属機関で共有しました。
- 第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画や市の取組等について共有しました。

運営会議

協議会全体の調整

＜年8回開催 様々な関係機関で構成＞

- 部会での取組状況を共有し、地域課題解決に向けた調整や方向性を協議、決定しました。
- 課題解決に向けた協議会全体の評価を行いました。

相談支援体制について

相談体制部会

長岡市が目指す相談支援体制

＜年6回開催 様々な関係機関で構成＞

- 相談支援体制全般を議論する場として、障害分野の相談支援体制を充実強化させるため、指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターの役割を検証しました。今後はこの役割を十分に機能させるための方策について検討を続けていきます。

就労支援について

就労部会

就労定着のためにできること

＜年7回開催 様々な関係機関で構成＞

- 前年度に引き続き「就労パスポート」の周知や活用促進のため、就労パスポート活用の手引きを分かりやすくまとめたチラシを当事者・支援者向け、企業向けの2種類作成しました。
- 前年度に作成した活用事例と合わせて配布し、ホームページへの掲載を行いました。

地域生活支援拠点について

地域づくり部会

地域生活支援拠点等整備の検討

＜年7回開催 相談支援事業所と行政で構成＞

- 地域生活支援拠点の整備の方向性および整備に向けた取組について確認をしました。
- 今後は、市が提示する地域生活支援拠点の整備に対して、引き続き進捗確認を行い、必要に応じて関係機関を招き、具体的な内容を決めていくこととしました。

個別ケース支援について

相談支援部会

地域をみて 個別支援に生かす

＜年10回開催 相談支援事業所と行政で構成＞

- 個別課題と地域課題の整理を行い、地域課題として抽出した「他機関との連携」について、「計画相談」「障害児相談」のグループに分かれ、議論しました。
- 課題に対する取組として、関係機関と互いの役割を知り、連携強化を図ることを目的に、①就労移行支援事業所、②家庭児童相談室、子ども・青少年相談センターと情報交換会を実施しました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 協議の場

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて

＜年5回開催 様々な関係機関で構成＞

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、準備会で実施してきた地域アセスメントやとりまとめた課題をもとに、「医療」、「生活の場」、「他職種連携・チームアプローチ」について、情報交換・検討を実施しました。
- 「医療」に係る「アウトリーチ事業」について、県の事業を受託している医療機関から情報提供をしてもらいながら協議検討を行ったり、年度途中から、当事者と家族会の方からも協議の場に参加していただき、多角的な立場・視点で検討を深めました。
- 目指すべき姿を「継続的な医療の関わりにより、自分らしい生活を送ることができる地域にする」とし、令和4年度の取り組み方針・内容の検討を行いました。

希望した福祉サービスが利用できる体制について

[新設]サービス受け皿検討部会

希望した生活介護サービスが利用できる体制づくり

＜年6回開催 関係機関と行政で構成＞

- 希望した通りに福祉サービス、特に生活介護の利用が出来ない状況が続いているため、生活介護の事業所と相談支援事業所に対して実態調査を行いました。
- その中から解決案をピックアップし、令和4年度から具体的な取り組みをスタートしていきます。

その他の会議

【委託相談支援事業所との連絡会議】（年7回開催）

市内の委託相談支援事業所（5事業所）と行政から構成され、令和元年度から導入した地区担当制の現状確認、現場の課題、「長岡市障害者相談支援事業実施業務委託仕様書」の見直し等について検討を行いました。

【相談支援ミーティング】（年6回開催）

市内の指定特定相談支援事業所（14事業所）と行政から構成され、計画相談支援の現状確認と計画相談がひっ迫している課題について、検討を行いました。

本協議会での検討状況（全体会の議事録）は、長岡市ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp> から「自立支援協議会」で検索



令和4年度 相談体制部会 活動方針

【これまでの経過】

平成31年4月に導入した委託相談の地区担当制をはじめ、これまで市内の相談体制全般を協議をする場として活動している。

令和3年度は、3層(委託相談支援、計画相談支援、基幹センター)それぞれの役割機能について評価、検証を行い、長岡市の目指すべき相談支援体制構築に向けた協議を実施しながら、基幹センターの内部評価と外部評価を実施して課題整理を行った。

【今年度の方針】

長岡市の相談支援体制の3層(基幹センター・委託相談支援・計画相談支援)の役割について、他の部会や会議とも連携しながら、それぞれの検証結果を基に機能強化を図る。

相談体制部会においては、主に基幹センターの役割機能を取り上げ、必要な協議を進めていく。

【具体的活動(取り組み)内容】

- ・相談支援部会(計画相談支援)、委託相談支援事業所との連絡会議(委託相談支援)からの報告を受けながら、そこに基幹センターの役割機能を加え、3層の相談体制が十分に機能するよう検討を行う。
- ・基幹センターの役割について周知、普及啓発を優先課題として実施する。
- ・基幹センターの機能評価を受け、改善計画とスケジュールの作成を行う。

長岡市の目指す相談支援体制～3層型(重層的)相談支援体制～

・新潟県
・圏域センター

- 特に専門性の高い支援及び対象者が少数なため広域対応が必要な支援の普及(障害児等療育支援事業、医療的ケア児等体制整備事業、高次脳機能障害支援センター、ひきこもり支援センター等)
- 法定研修、圏域別研修、専門コース別研修等の実施

<第1層>

指定相談支援事業所

基本相談支援を基盤とした障害福祉サービス等を利用する人に対する相談支援

【役割】

- 基本相談支援
- 計画相談支援、障害児相談支援の実施
サービス利用支援
障害児支援利用援助
継続サービス支援
継続障害児支援利用援助
(サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成、モニタリング)
- 地域移行支援・地域定着支援の実施
(地域移行支援計画、地域定着支援台帳の作成を含む)

<第2層>

委託相談支援事業所

一般的な相談支援(障害者相談支援事業)※総合支援法第77条3に基づく相談支援

【役割】

- 福祉サービスの利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活能力を高めるための支援
- 地域生活への移行に向けた支援
- 専門機関の紹介等
- 障害者相談員等の活用(ピアサポーター、ピアカウンセリングを含む)
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- 地域づくりに関する取組
(地域における支援体制の構築、地域の現状・地域ニーズ・課題等把握、協議会を活用した社会資源の開発・改善、協議会の運営等)
- 権利擁護
(成年後見制度の利用支援、虐待への対応、災害発生に係る対応)

<第3層>

基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の整備、協議会をはじめとした地域の体制づくり

【役割】

- 関係機関からの相談対応(関係機関のネットワーク構築のためのサポート)
- 相談支援事業所・相談支援従事者への後方支援及び人材育成
(スーパーバイズ・OJT・研修会、事例検討会の実施等)
- 相談支援体制の整備と構築
- 地域移行・地域定着促進の取組
- 長岡市障害者自立支援協議会の運営
- 障害者虐待防止センター
(権利擁護・虐待防止)

相談支援の機能分担 ～3層型(重層的)相談支援体制のポイント～

地域において相談支援の果たすべき役割は多岐にわたるようになってきおり、これまでのように限られた相談支援事業所・相談支援従事者が、様々な相談支援を一緒くたに実施していくことに限界がある。

地域に必要とされる相談支援が不足なく効果的に実施されるためには、相談支援の機能分担と整備が重要

各相談支援が実施していく主な内容・役割

➤ 1層の計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

- ・総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等を利用する人への相談支援
- ・個別相談支援を通して確認した地域課題等への対応(協議会等を活用した社会資源の開発・改善、地域づくり)

➤ 2層の障害者相談支援事業(委託相談支援)

- ・サービス利用等も含めた初期相談への対応、福祉サービスを利用しない人・利用につながらない人への相談支援、地域生活支援事業等(計画相談・障害児相談の対象とならないサービス等の利用者)利用者への相談支援
- ・障害者虐待の防止、早期発見等への取り組み
- ・障害のある人が地域生活を送るための地域づくり
(地域への普及啓発、地域状況・課題と地域ニーズの把握、社会資源の開発・改善等)
- ・協議会の運営協力(協議会関係会議の企画運営等を含む)

➤ 3層の基幹センター

- ・相談支援事業所・従事者への人材育成及び後方支援
- ・相談支援体制の整備と構築(相談支援の実施状況等について現状・課題の把握、必要な取組み・整備の検討・実施等)
- ・障害者虐待防止センター(虐待対応、虐待防止・早期発見・権利擁護のための取組等)
- ・自立支援協会の運営 等

この3つの相談支援の層(機能・役割)が、連携・協働・補完の関係性を持ち、機能していく体制が重要となる。

※各層が担う相談支援事業に上位関係や役割の分断があるものではないことに留意。

令和4年度 相談支援部会 活動方針

【これまでの経過】

平成30年度は、地域課題の捉え方や地域課題が生じる背景等について理解を深める活動を実施。令和元年度は個別相談支援の中から地域課題を抽出し「精神障害者の施設入所が進まない」課題に対し、情報交換会を実施。令和2年度は、「精神障害者が地域で暮らしにくい」課題に対し相談支援事業の周知を図るための冊子を作成した。令和3年度は、新たに個別課題から地域課題を抽出し効果的な解決方法を導き出し実行する取り組みを行った。その中で「関係機関との連携」が課題としてあがり、障害児相談と計画相談(者)の2グループに分かれて課題解決のためのアクションプランを作成し、それぞれが必要な関係機関との情報交換会を実施して相互に連携を図ることを確認した。

【今年度の方針】

相談支援従事者が、個別相談支援から確認した地域課題をあげ、効果的な解決方法を検討し実行する。
令和4年度は、「計画相談の新規受け入れがひっ迫し、計画相談支援事業所に繋がらない(たらい回しになっている)」ことを地域課題とし、具体的な解決案を導き出し、実行する。

【具体的活動(取り組み)内容】

地域課題として計画相談のひっ迫をとりあげることから、相談支援ミーティングと合体した形で部会を開催する。

- ・前半30分～1時間:各事業所の情報共有・社会資源の情報交換・課題検討等
- ・後半:地域課題(計画相談のひっ迫)の背景を探りながら、課題の分析・整理を行い、必要な取り組みについて効果的で具体的なアクションプランを立てて実施する。

令和4年度 相談支援部会 検討状況報告書

令和4年6月15日 更新

部 会 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援センターあさひ(鈴木) ・ 障がい者支援センターピュアはーと(安田) ・ 相談支援事業所クオリード(池内) ・ 相談支援事業所ふぁーれ(小宮) ・ 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(五十君) ・ 障害者相談支援センターとちお(上村) ・ 長岡療育園(西) ・ 障がい者支援センターさんわ(林) ・ 相談支援事業所あすなろ(小野里) ・ 相談支援事業所わしま(青柳) ・ 相談支援センターふかさわ(織田) ・ 多機能子どもセンター銀河(星野) ・ 柿が丘学園(細貝) ・ 子ども家庭センター(野村) <p> <input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ(長部) <input type="checkbox"/> 事 越路ハイム地域生活支援センター(今井) <input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課 支援係(内山) <input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(平澤、関、大倉、石井) ※<input type="checkbox"/> 事は事務局 </p>
取組方針	<p>相談支援従事者が個別相談支援から確認した課題の中から「地域課題」を抽出し、課題の分析・整理を行いながら、効果的な解決方法を検討し実行する。</p>
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は「計画相談の新規受け入れがひっ迫し、利用者が計画相談事業所につながりにくい状況になっている。(たらい回しになっている)」ことを地域課題として取り上げて検討を行う。 <p>※相談支援事業所間で現状を確認し意見を出し合い、背景を探る→地域課題の分析と必要な取り組みの整理を行う→効果的なアクションプランを立て、実施する。</p>
開催日	取組・検討内容
<p>【第1回】 令和4年5月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の自立支援協議会と部会の活動内容、取り組み方針を確認。 ・ 今年度は、昨年度、相談支援ミーティングの中で確認した「計画相談の新規受け入れがひっ迫し、利用者が計画相談支援事業所につながりにくい状況になっている。(たらい回しになっている)」ことを『地域課題』として取り上げることを確認する。各相談支援事業所の現状について確認・共有し、各事業所で取り組めることがあるか意見を出し合った。 <p>※今年度の部会形態について…部会員で確認</p> <p>[前半]計画相談支援事業所の現状確認・情報共有(相談支援ミーティング) [後半]地域課題の解決に向けた検討(相談支援部会)</p>
<p>【第2回】 令和4年6月14日</p>	<p>(相談支援ミーティング)各相談支援事業所の5月の計画相談新規受け入れ状況について確認・共有する。また、相談支援の中で確認が必要な内容について、事業所間で情報共有を行う。</p> <p>(相談支援部会)“計画相談のひっ迫”に対する各相談支援事業所の受け止め方・考え方、アイデア等について部会の中で共有する。出された意見を基にグループワークを実施し、課題の背景を探りながら、各事業所で取り組めること・地域全体で取り組む必要があること等について、アイデアを出し合い、共有する。</p>

<p>今後の検討の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会で出されたアイデアを整理しながら、事業所単位での取り組みが可能な内容については個々に活用し、状況や経過を確認していく。 ・地域全体で考えた方がよいアイデアについては、今後の部会で内容等の分析・整理を行いながら、課題解決に向け検討していく。
<p>運営会議への 伝達事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会活動以外の「その他の会議」で行っていた相談支援ミーティング（計画相談支援事業所の現状確認・情報共有）については、参集対象事業所が同一であることから、相談支援部会の中で行うことを部会で確認した。

令和4年度 就労部会 活動方針

【これまでの経過】

平成30年度に就労移行支援の再利用の必要性について福祉課障害支援係と検討を行い、市独自のルールを設け、就労移行支援の再利用が可能な仕組み作りを行った。令和元年度は、就労移行支援再利用適用後の状況確認として福祉課と共同で全就労系サービスを対象にヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。

令和2年度は「就労定着支援」をテーマとし、市内5事業所の実態把握と課題抽出を行った上で就労定着に結びつく取り組みについて検討を進め、令和3年度に、「就労パスポート」の周知と活用促進を図るために「企業向け」と「当事者・支援者向け」のチラシを作成し、関係機関に配布して「就労パスポート」の活用促進に繋げた。

【今年度の方針】

障害者の就労に関する関係機関の役割や現状を確認し、課題の整理を行う一年とし、その中から令和5年度に取り組む効果的なテーマを選定する。

(※背景:前年度の振り返りの中で、就労に関わる各機関がそれぞれの現状や役割を把握できておらず、連携が図れていない状況を確認)

【具体的活動(取り組み)内容】

障害者の就労に関係する支援機関や関係機関の役割や現状を確認し、課題の整理を行う。

方法としては、事務局で事前に目的を確認し、テーマに沿って関連する事業所や関係機関を就労部会に参集。お互いの役割を確認し情報共有を行うと共に、関係機関の横の繋がりを図る場とし、連携強化に結びつけていく。また、支援者同士が相互に学び合う中から気づきを持ち、課題について考え整理する機会としていく。

基幹センター、委託相談支援事業所、福祉課障害支援係・障害活動係を事務局として位置づけ、事務局主体で事前にテーマを確認し、テーマに沿って目的を持った効果的な部会を開催する。

令和4年度 就労部会 検討状況報告書

令和4年6月10日 更新

部 会 員	<p>☐相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 永井</p> <p>☐障がい者支援センターあさひ 岩淵</p> <p>☐長岡市福祉課障害支援係 岡部、高橋 障害活動係 小林、東海林</p> <p>☐長岡市障害者基幹相談支援センター 石井、泉 ※☐は事務局</p>
取組方針	<p>障害者の就労に関する関係機関の役割や現状を確認し、課題の整理を行う一年とし、その中から令和5年度に取り組む効果的なテーマを選定する。</p>
具体的取組	<p>障害者の就労に関係する支援機関や関係機関の役割や現状を確認し、課題の整理を行う。お互いの役割を確認し情報共有を行うとともに、関係機関の横のつながりを図る場とし、連携強化に結び付けていく。また、支援者同士が相互に学び合う中から気づきを持ち、課題について考え整理する機会としていく。事務局で事前に目的を確認し、テーマに沿って関連する事業所や関係機関を就労部会に参集する。</p>
開催日	取組・検討内容
<p>【第1回】 令和4年4月26日 (事務局のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市障害者自立支援協議会について確認。 ・昨年度の振り返りと今年度の活動方針、取り組みについて確認。 ・就労移行支援事業所の現状と課題の確認を行うことになった。 そのほか、就労定着支援事業所の現状と課題の確認や総合支援学校・普通学校向けの就労に関する情報交換会の案が出た。
<p>【第2回】 令和4年5月23日 (事務局のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回就労部会の振り返りと、目的の確認 ・就労移行支援事業所の利用者減少について現状と課題の確認をするため、具体的な実施方法について検討
<p>【第3回】 令和4年7月7日</p>	
今後の検討の方向性	<p>7月29日に実施する就労移行支援事業所を参集した部会に向けて当日の運営や資料等の準備を進める。</p>
運営会議への伝達事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、同様。

令和4年度 地域づくり部会 活動方針

【これまでの経過】

長岡市における地域生活支援拠点等の整備については、平成29年度より検討を開始。『多機能拠点』と『面的整備』の併用整備型を目指し、数ある社会資源や地域に必要とされる機能について整備・充実・強化に向けた検討を進めている。

具体的なスタート時期をR5年12月に設定し、まずは「相談」機能と「緊急時の受け入れ・対応」機能から始めることを決定した。

【今年度の方針】

令和5年12月のスタートに向けて、まずは「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」について具体的なイメージを共有し、整備に向けて進めていく。

【具体的活動(取り組み)内容】

緊急時の受け入れについて、実際のサービス提供事業所にも協力をいただきながら、机上にてシミュレーションを実施し、イメージの共有と課題の洗い出しを行う。

その後、スタートに向けた調整や、シミュレーションをもとに実施要項、対象者のリストアップの様式作成等の準備をスケジュールをもとに進めていく。

令和4年度 地域づくり部会
検討状況報告書

令和4年5月13日更新

部 会 員	<input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ(稲川) <input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ(坂詰) <input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課障害支援係(大崎、蕪沢、岡部) <input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(柴野、平澤、高木、泉、石井、大倉) <div style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/> 事は事務局</div>
取組方針	行政から、進捗状況等の報告を受けながら、地域生活支援拠点等の実施に向けて検討を進める。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から、進捗状況等の報告を受けながら、地域生活支援拠点等の実施および施策の策定を進めていく。 ・部会としては事務局（委託相談支援事業所、福祉課障害支援係、基幹センター）が方向性や進捗確認を行い、検討状況に応じて必要なメンバー(サービス提供事業所、相談支援事業所)を参集し、具体的な内容を決めていく。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり部会での検討状況について報告を行う。 ・地域生活支援拠点等における緊急時の受け入れ・対応、相談の機能についてシミュレーションを行い、流れの確認や課題の洗い出しを実施した。
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等における緊急時の受け入れ・対応、相談の機能を担えるか意向調査を実施し、第2回目で、結果の共有と今後のアプローチについて検討する。
運営会議への伝達事項等*	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様。

令和4年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

令和元年度の準備会を経て、令和3年3月より協議の場へ移行。
過去6回の協議の場において、長岡市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、6つの構成要素を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。
年度途中から当事者と家族会からも出席いただき、今までの検討内容をもとに長岡市として目指すべき姿を設定した。

【今年度の方針】

目指すべき姿「継続的な医療の関わりにより、自分らしい生活を送ることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。

【具体的活動(取り組み)内容】

最終的に、精神科医療にアクセスしやすいよう、相談窓口一覧表を作成することを目標に、具体的な医療とのつながり方や、顔の見える関係作り等、必要な取り組みを整理する。
協議の場に参加する、各関係機関同士の情報発信や共有を図る時間を設け、それぞれの役割機能の理解を深め、各所属に還元していく。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 検討状況報告書

令和4年6月1日更新

部 会 員	県立精神医療センター 高木様 田宮病院 菊入様 長岡地域振興局 星野様 希望の会福祉会 森田様 越路ハイム地域生活支援センター 中野様 相談支援事業所 クオリード 池内様 福祉保健部健康課 井口様 事福祉課障害活動係 佐藤 ・福祉課障害支援係 大崎、関川 事福祉課障害者基幹相談支援センター 柴野、平澤、関、大倉 ※事は事務局
取組方針	目指すべき姿「継続的な医療の関わりにより、自分らしい生活を送ることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の「準備会」を経て、令和3年3月から「協議の場」へ移行。 ・ 過去6回の協議の場において、長岡市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、6つの構成要素を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施した。令和3年度途中から当事者と家族会からも出席いただき、今までの検討内容をもとに長岡市として目指すべき姿を設定した。 ・ 令和4年度は、最終的に、精神科医療にアクセスしやすいよう、相談窓口一覧表を作成することを目標に、具体的な医療とのつながり方や、顔の見える関係づくり等、必要な取り組みを整理する。 ・ 協議の場に参加する、各関係機関同士の情報発信や共有を図る時間を設け、それぞれの役割機能の理解を深め、各所属に還元していく。
開催日	取組・検討内容
【第7回】 令和4年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度までの取り組み内容や経過を共有後、令和4年度の取り組みについて、「当事者・家族がアクセスしやすい相談窓口の一覧表の作成を通して、関係機関との連携の機会をつくる」ことを目的とすることを確認した。 ・ 一覧表は、誰が、いつ、どのように活用するのか、一覧表のイメージについて意見交換を実施。状況別・事例別に記載、夜間休日・急性期の相談窓口・連絡先を掲載、当事者・家族の意見を聞く機会をつくる等の意見があがった。 ・ 今回の検討内容を各所属で共有してもらい、各所属で出たアイデアと事務局で用意する既存の資料をもとに、次回、一覧表のイメージを固め、その作成までの過程や取り組みを検討する予定。
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回、一覧表のイメージを固め、その作成までの過程や取り組みを検討する。
運営会議への伝達事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

令和4年度 サービス受け皿検討部会 活動方針

【これまでの経過】

長岡市全体として、生活介護の利用を希望しても結びつかないケースが増えている。中でも行動障害や個別対応を要する人はつながりにくい傾向があり、地域課題として取り上げ、令和3年度に部会が発足。

令和3年度は、課題の実態把握をするために、市内の全生活介護事業所(23か所)と全計画相談支援事業所(15か所)に対してアンケートを実施し、課題の整理を行った。併せて8か所の生活介護事業所に部会へ出席いただき、課題に対する効果的な解決策について意見をいただいた。

解決に向けた取り組み内容を、「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」と「介護保険の基準該当施設の利用拡充」の2点にしぼり、関係機関より部会に出席いただき、具体的な検討を開始。

【今年度の方針】

長岡市全体として、生活介護の利用を希望しても、結びつかないケースが増えているため、希望に応じた利用ができる体制を作っていく。

【具体的活動(取り組み)内容】

「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」については、長岡市福祉課で策定した内容(対象者の受け入れに向けたハード面や体制の整備など)をもとに、当部会で意見を出しをしながら、取り組みを進めていく。

「介護保険の基準該当施設の利用拡充」については、まずは障害分野でできることの検討を行う。その上で、必要に応じて、介護保険の関係機関に部会へ出席してもらい、現状や課題を共有の上、利用拡充に向けた具体的取り組みを進めていく。

その他、それらと並行しながら、当部会において他に取り組める内容を精査し、必要な取り組みを進めていく。

**令和4年度 サービス受け皿検討部会
検討状況報告書**

令和4年6月22日更新

部 会 員	<p>みのわの里 更生園 菊池園長 みのわの里 工房ますがた 関園長</p> <p><input type="checkbox"/> 長岡市福祉課支援係(大崎、岡部、山田) <input type="checkbox"/> 障害者相談支援センターとちお(田代) <input type="checkbox"/> 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(宮木) <input type="checkbox"/> 長岡市障害者基幹相談支援センター(高木、大倉)</p> <p style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/>は事務局</p>
取組方針	<p>長岡市全体として、生活介護の利用を希望しても、結びつかないケースが増えているため、希望に応じた利用ができる体制を作っていく。</p>
具体的取組	<p>主な取り組みを「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」「介護保険の基準該当施設の利用拡充」の2点に絞り、関係機関から部会に出席してもらい、具体的な検討をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」については、行政主導で進め、部会では共有や意見出しを行う。(施設設備面の環境整備に補助、体験利用に補助、スキルアップのための研修実施。) ・「介護保険の基準該当施設の利用拡充」については、具体的な取り組みを進めていく。 ・その他、必要な検討事項があれば、取り組み内容を精査していく。
開催日	取組・検討内容
<p>【第1回】 令和4年 4月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の経過、今年度の活動方針を共有。 ・「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」の内容(施設面の環境整備に補助、体験利用に補助、スキルアップのための研修実施の3項目)を確認する。 ・施設面の環境整備に補助、体験利用に補助について、7月を目途に開始。要綱を福祉課が作成する。事業実施後も部会で意見を求めていく予定。 ・スキルアップのための研修の持ち方について意見出しをする。行動障害に対する支援者の抵抗感を下げられるよう、シリーズ化して市内の身近な研修としたい。県の強度行動障害支援者養成研修のフォローアップとなるような位置づけとしたい。行動障害の基本的対応について、市内の支援者から講義いただく。支援の様子を動画等で紹介し、他の施設の取り組みを事業所に活かしていく。横のつながりを作れると良い等の意見あり。今秋に実施できるように部会で準備していくこととした。 ・より有機的な議論ができるよう、受け入れ事業所の方にも部会の参加を依頼する。
<p>【第2回】 令和4年 5月23日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員として、更生園菊池園長、工房ますがた関園長を迎える。 ・施設面の環境整備と体験通所の提供の両補助事業について、要綱案の作成が完了。部会員から手続きが負担にならないようにと意見あり、市より書式や記入例を準備してもらうこととする。また、7月中に生活介護事業所へ説明会を実施し、申請や報告の仕方等をお伝えしていく予定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップのための研修について、市内の生活介護事業所等に向けて、基礎編と実践編の研修を行うこととした。基礎編は講義中心で基礎的知識の理解を目的とする。また、実践編は事例研究会として事業所の取り組みを紹介し合いながら、横のつながりを作り、市内全体で強度行動障害のある方の受け入れが促進されることを目指すことを目的とした。開催時期をいずれも今年夏～秋頃に実施する。部会で意見があったように、支援者が気軽に参加でき、また、時間を限定されない配信も取り入れた研修にしていく。 ・「介護保険の基準該当施設の利用拡充」については補助事業の取り組みを優先し、秋頃からの本格的な検討をスタートする。
【第3回】 令和4年 6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業（施設面の環境整備、体験利用の費用助成）について、7月5日（火）14：00～説明会を実施予定。 ・スキルアップ研修について、日程や会場を設定するとともに、内容について意見交換を行う。今後、登壇者への打診や当日の役割分担まで、部会全体で協力しながら準備を行っていくこととした。 <p>基礎編… 9月21日（水）13:30～15:00 トモシア多目的ホールにて 実践編パート1…10月14日（金）13:30～15:00 トモシア多目的ホールにて 実践編パート2…未定</p>
今後の検討の方向性	<p>「行動障害の方を受け入れた際の費用助成」…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月から補助事業開始。取り組み状況を部会で確認する。 ・スキルアップ研修について9月基礎編、10月実践編を実施する。その準備や役割分担を部会で行う。 <p>「介護保険の基準該当施設の利用拡充」…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋から本格的に検討を行う。
運営会議への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様

【 事業計画 ・ 定期 】 評価依頼書

年 月 日

長岡市障害者自立支援協議会 様

(依頼者)
所在地
法人名
法人代表者職・氏名
担当者名
連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助を実施するにあたり、貴協議会からの要望・助言等を受けたいので、関係書類を添付して提出します。

記

- 1 事業所名 (予定)
- 2 事業所所在地 (予定)
- 3 事業の開始 (予定) 年月日
- 4 評価会議開催希望日 (事業計画時のみ記載。○をつけてください。)
令和4年7月 (予定) ・ 令和5年3月 (予定) ・ 翌年以降
- 5 添付書類
○事業計画時 事業実施計画書、平面図
○定期評価時 事業実施報告書

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価について

1 長岡市障害者自立支援協議会での評価

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、県知事が必要と認める場合には、事業所の指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を県知事に提出するものとされています。

長岡市においては、この協議会等は長岡市障害者自立支援協議会を指します。

（指定基準省令 第213条の10、解釈通知4（3）④）

【日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による資料提出及び説明について】

○令和4年7月20日（水）開催の全体会において事業者による説明を行います。

○全体会当日に事業所から提出された事業計画書、平面図等を配布したうえで、事業者が運営方針や活動内容等を説明しますので、別添確認書を参考に評価し、要望や助言をお願いします。

《参考》

○「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

○対象者は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を想定するものです。

○報酬については、日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられています。1日単位で選択する仕組みですので、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。加算については、介護サービス包括型と比較すると、算定できないものがあります。

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価確認書

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対し、以下の項目について重点的に評価し、要望や助言をお願いします。

	チェック	確認項目	説明
日中サービス支援型に対する理解	<input type="checkbox"/>	日中サービス支援型指定共同生活援助の趣旨を理解しているか	本類型は障害の重度化・高齢化に対応するために設けられた類型である。重度障害者や高齢障害者の受入を前提としている。
	<input type="checkbox"/>	他の類型（介護サービス包括型・外部サービス利用型）との違いを理解しているか	他の類型とは報酬にも違いがあり、総合的に比較したうえで日中サービス支援型を選択しているか。
	<input type="checkbox"/>	日中活動について、住宅外の社会資源を利用することを促しているか	利用者の生活が事業所の都合で住宅内で完結したものにならないように可能な限り日中は住宅外で活動してもらうべきであることを理解しているか。 入居（予定）者の必要に応じて、外出支援の利用を促しているか。
本サービス類型による指定の必要性	<input type="checkbox"/>	他の類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由があるか	外部の日中活動サービスを利用できず、日中を住宅内で過ごさざるを得ない入居（予定）者がいる等。
住居内で提供するサービス	<input type="checkbox"/>	日中サービスを提供するための人員、必要な場所や設備を備えているか	どのような日中サービスを提供（予定）するか、それに必要な人材確保、スペース・設備の確保ができているか。
地域生活支援	<input type="checkbox"/>	入居者が充実した地域生活を送れるよう地域との交流に繋がる取り組みがある（予定）か。	入居者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないと定められている。外出支援の利用が個々のニーズに応じて考えられているか。